

中世「一向宗（衆）」関係史料

安 藤 弥

緒 言

ここに記録し置くのは、日本の中世において「一向宗（衆）」という表記のある史料の一覧である。網羅的な抽出作業の完全は期せておらず、今後も更新しなくてはならないが、研究進展の一助とすべく掲げるものである。修正すべき点があれば、ご指摘を願う次第である。なお、前提となる課題の整理、また、この史料一覧を用いた基礎検討については、下記の拙稿において取り組んでいるので、参照されたい。

- 「一向宗（衆）について」

（拙著『戦国期宗教勢力史論』〈法藏館、2019年3月〉第Ⅱ部補論3）

- 「「一向宗（衆）」考」（『真宗研究』第64輯、2020年1月）

以上

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
1	永仁4年 (1296)	『天狗草紙』	其後いくほとなくして世間によのつねならぬすかた振舞する輩多みえきたり侍、或ハ一向衆といひて弥陀如来の外の余仏に帰依する人をにくみ神明に参詣するものをそねむ、衆生の得脱の因縁さまざまなれハ、即余仏菩薩に因縁ありてかの仏菩薩に対して出離し、神明又和光利物の善巧方便なれば、即垂迹のみもとにして解脱すへし、しかるを一向弥陀一仏に限て、余行余宗をきらふ事、愚痴の至極、偏執の深重なるか故に袈裟をハ出家の法衣内容いとてこれを着せすして恣、にすかたは僧形なり、これをすつへき、(後略)	『続日本絵巻大成』第19巻 (中央公論社、1984年)
2	嘉元2年 (1304) 12月16日	専修寺文書	嘉元元年九月日、被禁制諸国横行人御教書、併号一向衆成群之輩、横行諸国之由有其聞、可被禁止云々、因茲混一向之名言、不論横行・不横行之差別、一向専修念仏及滅亡之間、唯善苟依為親鸞上人之遺跡、且為興祖師之本意、且為糾門流之邪正、申披子細、忝預免許之御下知畢、早以此案文披露于地頭方、如元可被興行之状、如件、 嘉元二年十二月十六日 沙門唯善 顯智御房	『真宗史料集成』第4巻 (同朋舎出版、1982年)
3	元亨元年 (1321) 2月日	本願寺文書	本願寺親鸞上人門弟等謹言上 欲早賜拳状愁申関東、且任先規、且依興隆佛法政化、任往跡可令勤行旨蒙裁許、令紹隆専修念仏間事右当寺者、山門妙香院之御進止、親鸞上人之靈跡也、云四海安寧之祈願、云九品託生之教行、専酌源空親鸞之貴流、諸国散在門弟等、長日不退勤行敢無懈怠者也、爰去乾元之比、号一向衆諸国横行放埒輩、若依有非分之儀歟、被禁遏之刻、以当門徒則令混乱彼牢人等、可令停廢之由、在々所々結構之条、尤不便之次第也、(中略) 元亨元年二月日	『真宗史料集成』第1巻(同朋舎、1974年)

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
4	暦応2年 (1339) 6月7日	『他力信心聞書』 末	イマ真宗トイフハ、一向二本願他 力ヲ信ジテ、モハラ称ルユヘニ、 余宗ヨリモ総ジテ一向トヨビ、同 浄土宗ノナカヨリモ別シテ 一向衆 トイフ、コレスナハチ本願ニカナ ヒ冥ノモチヒタマフユヘニ、ワレ トナノラネドモ、余ヨリ一向宗ト ヨブ正定業ナルシルシナリ、	『真宗史料集 成』第5巻(同 朋舎、1979年)
5	正平7年 (1352)閏 2月2～3 日・15日・ 18～19日、 3月28日	『祇園執行日記』	二日、 一向宗 住所可破却由事書始 到来、彼事書云、如風聞者、於法 華宗者依有退治之沙汰、悉以赴辺 境畢、事為実者、神妙也、至 一向 宗 者曾無其沙汰云々、所詮任妙顯 寺之近例、相(ママ)祇園執行、 以犬神人可徹却 一向宗 奴原之住宅 云々、事書使者一人持来、神供一 前給了、 三日、 一向宗 事、昨日事書等副状 遣目代許、他行之間、付置留寺了、 十五日、今日留守間、未刻就 下北 大路白川佛光寺 〈 一向宗 堂〉破却 事、寺家公人十余人、帶政所集會 事書〈閏二月九日云々〉下洛、(中 略) 十八日、山門事書到来、 一向宗 佛光寺 破却事、暦応年中東西兩院 学頭申連署免状之處、一類輩近日 可破却之由、有其沙汰条、無謂、 向後不可信用耳、申入貫首之由事 書〈十禪師彼岸所、三院集會事 書也〉、使專當於犬法師代給法師 云々、 十九日、 一向宗 堂不可破却由事書、 昨日到来案、今日遣目代許了、主 上自天王寺今日行幸八幡、(中略) 三月小 廿八日、 大谷一向宗 堂可破却之由、 山門事書、此間連々到来本所、是 又相待祇園歟、無左右參向犬神人 之由、梶井殿公觀僧都口入状尚々 重、又青蓮院御教書出来、	『群書類從』第 25巻
6	永和4年 (1378) 4月14日	『法水分流記』	○大谷門徒 号 一向宗	『真宗史料集 成』第7巻(同 朋舎、1975年)
7	応永23年 (1416)一	『浄土三国仏祖 伝集』巻下	小坂親鸞法橋立 一向義 、号 一向宗 〈今世之 一向宗 是也〉、	『大日本仏教全 書』

No	年月日	史料名	史料文	出典
8	嘉吉元年 (1441) 10月29日	『建内記』	廿九日壬戌、天晴、(中略)日野弁入道重政法名事、日来何様哉不知之、昨夕乞請名字於等瀬上人云々、上人来臨、被談反字等、彼本人所望者、一專・答願兩ヶ所之間云々、彼人一向專修之宗也、於田舎〈參川辺云々〉、依或勸化婦服之云々、但彼一向宗公家などの人いたく不及招請之、彼又憚之歟、仍等瀬上人事予可引付之由、先日來示了、其後已対面了、仍昨夕所望歟、即被書写之、(後略)	『大日本古記録』
9	文安4年 (1447) 2月16日	『建内記』	十六日戊申(中略)仲承僧正者広橋故一品〈仲光卿〉息也、法眼者広橋故中納言〈兼郷卿〉、猶子也、実者仲光卿次男〈入道〉兼俊〈号竹屋〉三男也、仲承僧正初比之弟子者、広橋故儀同三司〈兼宣公〉息也、已円寂、仍以法眼為中納言猶子入室也、於広橋當時小生雖有之、綱光舎弟一人者、自小年江州辺一向宗取之養育也、(後略)	『大日本古記録』
10	長祿2年 (1458) 7月17・19日	『大乘院寺社雜事記』	一、為学侶・六方衆中、一向宗之帳本二人召取之、及強問云々、白状之有無未聞者也、(中略) 一、六方蜂起、一向宗帳本所々発向了、召人白状数多之云々、在家六間先破了、	『増補続史料大成』
11	長祿2年 (1458) 7月19—21日	『経覚私要抄』	十九日 一、今日六方令蜂起、一向念仏衆スナ林以下七人破却云々、 先十七日、号坊主者二人召取、依白状如此沙汰云々、 廿日 一、今日一向衆五人破却云々、 廿一日 一、今日一向衆廿二間(軒)、六方衆破却云々、東大寺郷以下北市・今市・北門以下住居云々、	『史料纂集』
12	長祿2年 (1458) 10月21日	『大乘院寺社雜事記』	一、長谷寺一向宗事、坊主人躰可召取之、并一向宗之仁、悉以屋内等、可檢断之由、執行方二加下知了、	『増補続史料大成』
13	寛正6年 (1465) 2月21日	『親元日記』	二十一日、山門事書入候、於江州一向衆発向之处、当方被官之山徒等、不可応山上下知之旨被相触云々、可被止其成敗之由也、	『蓮如上人行実』(東本願寺出版部、1994年)

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
14	寛正6年 (1465) 7月24日	延暦寺東塔院衆 議折紙案	<p>下野国大内庄専修寺事、為一向専修念仏道場之本寺、自往古至于今不背祖師之掟、法流弘通之間、為一向衆之由、申披之間、任憲法之沙汰上者、混乱「号」無碍光之愚類、不可有退治者也、仍折如件、</p> <p>寛正六 本院 七月廿四日 執行代 春彦</p> <p>在判 専修寺門徒中</p>	『真宗史料集成』第4巻
15	文明5年 (1473) 9月22日	『蓮如御文』	<p>問テイハク、当流ヨミナ世間ニ流布シテ、一向宗トナツケ候ハ、イカヤウナル子細ニテ候ヤラン、不審ニオホエ候、</p> <p>答テイハク、アナカチニ我流ヲ一向宗トナノルコトハ、別シテ祖師モサタメラレス、オホヨソ阿弥陀仏ヲ一向ニタノムニヨリテ、ミナ人ノマフシナスユヘナリ、シカリトイヘトモ、経文ニ一向専念无量寿仏トキタマフユヘニ、一向ニ无量寿仏ヲ念セトイヘルコ、ロナルトキハ、一向宗トマウシタルモ子細ナシ、サリナカラ開山ハ、コノ宗ヲハ浄土真宗トコソサタメタマヘリ、サレハ一向宗トイフ名言ハ、サラニ本宗由リマウサヌナリトシルヘシ、サレハ自余ノ浄土宗ハ、モロ／＼ノ雜行ヲユルス、ワカ聖人ハ雜行ヲエラヒタマフ、コノユヘニ眞実報土ノ往生ヲトクルナリ、コノイハレアルカユヘニ、別シテ眞ノ字ヲイレタマフナリ、</p> <p>又ノタマハク、当宗ヲステニ浄土真宗トナツケラレ候コトハ分明ニキコヘヌ、シカルニコノ宗体ニテ、在家ノツミフカキ悪逆ノ機ナリトイフトモ、弥陀ノ願力ニスカリテ、タヤスク極楽ニ往生スヘキヤウ、クハシクウケタマハリハンヘラントオモフナリ、(中略)</p> <p>文明第五 九月下旬第二日至干巳尅 加州山中湯治之内書集之訖</p>	『大系真宗史料』文書記録編6(法藏館、2008年) *異本あり

No	年月日	史料名	史料文	出典
16	(文明5年 (1473) 9月)	『蓮如御文』	夫当宗ヲ一向宗ト、ワカ宗ヨリモ、マタ他宗ヨリモ、ソノ名ヲ一向宗トイヘルコト、サラニコ、ロエカタキ次第ナリ、祖師聖人ハ、ステニ浄土真宗トコソオホセサタメラレタリ、他宗ノ人ノ一向宗トイフコトハ是非ナシ、当流ノ中ニワレトナノリテ、一向宗トイフコトハオホキナルアヤマリナリ、マツ当流ノコトハ、自余ノ浄土宗ヨリモスクレタル一義アルニヨリテ、我聖人モ別シテ真ノ字ヲオキテ、浄土真宗トサタメタマヘリ、ツフサニイヘハ、浄土真宗トイフ、略シテイエハ真宗トイフヘキナリ、サレハ他宗ニハ宗ノ字ニコリテツカフナリ、当流ニハスミテツカフヘキナリ、トコ、ロフヘキモノナリ、	『大系真宗史料』文書記録編6
17	文明6年 (1474) 11月1日	『大乘院寺社雑事記』	加賀国一向宗土民〈号無碍光宗〉与侍分確執、侍分悉以自土民方弘国中、守護代、侍方合力之間、守護代〈こすぎ〉被打了、一向宗方二千人計被打了、国中焼失了、東方鶴童は国中へ雖打入不得持云々、土民蜂起希有事也、	『蓮如上人行実』『増補続史料大成』
18	文明6年 (1474) 12月20日	『大乘院寺社雑事記』	一、権預祐松来、就加州小坂庄事、細呂宜下方之内、吉久名事申合之、一向宗大谷居所也、	
19	(室町後期の禪僧詩文集)	『翰林胡蘆集』	一妄男子号一向宗、簧鼓百姓、蟻聚烏合、排毀諸宗、以為己党、加之殺掠守吏、剽奪賦斂、其勢不可遏也、昔蒙元有庸氏、冒名蓮社、唱無碍光之説、自称導師、広行魔事、所謂一向宗之無碍光之流亜也、	『蓮如上人行実』
20	(文明13年 (1481) 8月13日)	東大寺文書	高瀬地頭方去年御年貢事、連々地下人一行(向)衆以同心之儀、年々過分無沙汰候、殊去年中未進分、春中可致沙汰之由、地下人申候間、其趣内々申候処、去三月郡内土一揆不思議企候、地頭方百姓為本人造意事候間、去年未進之儀、一向不及沙汰候、	井上鋭夫『一向一揆の研究』(吉川弘文館、1968年)

中世「一向宗（衆）」關係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
21	文明13年 (1481) 9月3日・18 日	『大乘院寺社雜 事記』	一、就國中一向宗事、六方神水 云々、(中略) 一、辰市一向宗共、先日進發、隨 而西九条郷二過錢二百貫文懸之、 御童子共可出歟、否事伺申、不可 入其衆之由、郷民二可問答之由、 仰了、六方下知也、古市取繼之 云々、	『增補続史料大 成』
22	文明18年 (1486) 8月24日	『後法興院記』	家門領加州安江保事、百姓致緩急 間、申武家奉書、今日到来、松岡・ 二俣一向衆兩人可沙汰居本所代官 之由、被仰付訖	『增補続史料大 成』
23	長享2年 (1488) 4月19日	『蔭涼軒日録』 同年5月6日 条	(前略) 林光院領賀州横北郷、御 寄進以來致本役請取有之、無相違 之処、自安樂光院掠給 勅裁、不 經公儀、相語一向宗、本役百貫文 仁五千疋増分契約、剩相殘領家方 年貢、配当一向宗十員、于今押領、 言語道断子細也、然間、度々雖被 成御奉書、承引不仕候、御動座刻、 為郡并地下遂弘一向宗、如先規可 致院納候由、注進候処、尚以安樂 光院致奸訴云々、此趣早々可預御 披露候、恐惶敬白、 卯月十九日 瑞智判 蔭涼軒 侍衣禪師	『大日本仏教全 書』
24	○6月3日	『蔭涼軒日録』 延徳3年 (1491) 5月晦 日条	(前略) 賀州横北郷内宝幢院事、 為紹纂都管開基、大智院殿様御祈 禱所候、仍彼在所事紹晨蔵主相続、 知行無相違候処、近年一向衆横領 候、以此旨預御披露、被成下御奉 書候者、可畏入由候、巨細寺家雜 掌可被申候、恐々謹言、 六月三日 集証判 斎藤大蔵入道殿御宿所	『大日本仏教全 書』
25	延徳2年 (1490) 7月4日	『後法興院記』 同年月日条	伝聞、伯三位自去四月比有狂気之 体、於于今者人前交不可叶云々、 息三歳云々、彼母堂一向宗息女 云々、神職身混合汚穢不淨、今果 如此云々、兩三日以前以民部卿被補 神祇伯云々、	『增補続史料大 成』

No	年月日	史料名	史料文	出典
26	延徳2年 (1490)－	『蓮如御文』	抑、当流之名を自他宗共に往古より一向宗と号すること大なる誤りなり、更以、開山聖人より仰せ定められたることなし、殊に御作文などには真宗とこそ仰せられたり、而るに諸宗之方より一向宗といはんこと不足信用、あまさえ当流之輩も我と一向宗となるの也、夫、一向宗と云、時衆方之名なり、一遍・一向是也、其源とは江州はんはの道場、是則一向宗なり、此名をへつらひて如此云一向宗と歟、是言語道断之次第也、既に開山聖人の定めましますところの当流の名は浄土真宗是也、其謂は先つ天下に於浄土宗四ヶ流あり、西山・鎮西・九品・長樂是也、此四ヶ流には当流は別儀也、法然聖人より直につたえます宗也、此故に当流をは具に云はん時は浄土真宗と云へし、略していはゞ真宗と云へし、されは教行証などには大略真宗ともをかれたり、夫、浄土真宗をおかるゝことは、浄土宗四ヶ流にはあひかはりて、真実の道理あるかゆへに真の字ををかれて浄土真宗と定めたり、所詮自今已後、当流の行者は一向宗とみづからなのらん輩に於ては、永不可(為脱) 当流門下者也、	『蓮如上人行実』
27	明心8年 (1499) 3月25日	『実隆公記』	山科法印〈一向宗〉今日入滅云々	『大系真宗史料』文書記録編5 戦国期記録編年(法藏館、2014年)
28	明心8年 (1499) 3月25日	『東寺過去帳』	山科本願寺 裏「一向衆長老、明八三」	
29	永正3年 (1506) 4月18日	『後法成寺閔白記』	越中国如加州一向衆等相計云々、	
30	永正3年 (1506) 5月8日	『尋尊大僧正記』	越中国一向宗自越後治罰、仍一国衆帰国云々、加賀一向宗可治罰沙汰在之、	
31	永正3年 (1506) 7月21日	『宣胤卿記』	越前土一揆〈一向衆、又甲斐牢人〉自去十三日蜂起、	

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
32	永正3年 (1506)－	『東寺過去帳』	加賀・能登・越中・美濃・尾張等諸国一向衆蜂起、戦死輩数千人、越前・美乃已下国々一向衆、其外両方死亡類数千人、於大和・越前・越中・能登・美の・近江・伊豆・駿河・山城・丹後等諸国一向衆、并其外軍陣乱逆・喧嘩等、死亡輩数万人、	
33	永正3年 (1506) 10月21日	『実隆公記』	廿一日（中略）玄清・宗城来、越後衆多以落命、越中国又一向衆得利之由語之、言語道断次第也、	
34	永正5年 (1508)－	『東寺過去帳』	永正五、又越中卒人并長尾衆与一向衆合戦、	
35	永正10年 (1513) 4月13日	『為広駿州下向日記』	今夕■鷲塚ト云ル一向衆ノ坊二付、惣ノ山名ヲハ鷲山ト云也、	
36	永正11年 (1514) 2月13日	『鶴荘引付』	一、永正十一年甲戌二月十三日、東保村仁在之一向衆念仏道場、任庄例令檢断畢、同坊主二郎左衛門家檢断之、同時平方奥村次郎衛門道場檢断、惣而当国一向衆、京都ヨリ依御成敗、如此在々所々堅糾明在之、然間、当庄モ往古ヨリ堅禁制之在所、及数度成敗之間、東保道場悉以打破、資材以下迄政所へ檢断畢、其後、小寺加賀守方へ付テ種々佗言申間、役人以下内儀相意得□（候）ニテ、坊主二郎さ衛門地下之安堵ヲハ令許可畢、	『兵庫県史』史料編中世3（兵庫県、1983年）
37	永正11年 (1514)－	『東寺過去帳』	法住 裏「永正十一正、江州北郡、深心供養出家者也、一向衆也、慈悲第一者也」	『大系真宗史料』文書記録編5
38	永正16年 (1519) 3月22日	『二水記』	民部卿〈一向衆〉入来也、	
39	永正16年 (1519) 4月7日	『二水記』	近日、民部卿〈一向衆〉賀州下向云々、	
40	永正16年 (1519) 4月11日	『二水記』	善勝寺少将来躡之、一向衆也、飛鳥井少将有縁者也云々、	
41	永正18年 (1521) 2月10日	『春日社司祐維記』	かの本願寺に限らず、一切一向衆坊主奈良中往反の儀、上古は堅くこれを禁制せらるるなり、一反（一遍）上人、奈良へ下向の時、地下人を催して、打止むべきの旨、用意の間、忍びて退散せらると云々、	『大日本史料』

No	年月日	史料名	史料文	出典
42	永正18年 (1521)ー	『東寺過去帳』	越後長尾衆与加賀一向衆、於越中国合戦、両方死亡輩数万人、	『大系真宗史料』文書記録編 5
43	大永3年 (1523) 2月2日	『為広詠草集』	(傍注「山科」)本願寺(傍注「一向宗」) 卅三回に天耳遙聞願、	
44	大永3年 (1523) 11月11日	伊勢御師道者売券	定 永代売渡申道者之事(中略) 右件道者代々智行于今無相違候、雖然、依急用有二直錢五拾貫文ニ曾祢谷彦左衛門殿江、永売渡申所実正明白也、本文書ハ先年一乱ニ取失候間、此沽券状可為本文書候、永可有智行者也、若天下大法之儀出来候共、於此道者違乱煩申間敷物也、此道者中ニ一向衆今日までハ一向なく候、後日之事ハ一向衆ニ成候はん儀ハ不存候、仍沽券状如件、 大永三年癸未十一月十一日 甚二郎 国長(花押) 西村 国延(花押) 曾祢谷彦左衛門御方へ	千枝大志「史料紹介 三重県総合博物館所蔵『谷家文書』所収の伊勢御師道者売券について」(『同朋大学仏教文化研究所紀要』第39号、2019年)
45	大永5年 (1525)ー	『東寺過去帳』	(傍注「一向衆」)本願寺 裏「一向衆、山科(傍注「本願寺」)」	
46	大永8年 (1528) 7月14日	『お湯殿の上の日記』	一かうしゆくわんとく寺の一もん五人こんりつし申、	『大系真宗史料』文書記録編 5
47	大永8年 (1528) 8月13日	『二水記』	十三日、於正親町亭有齋、(中略)一向衆 <—寺ノ波佐谷> 蜜々祇候、	
48	享禄2年 (1529) 6月17日	『お湯殿の上の日記』	一かうしゆのわか松けんゑんほうみんの事申、そち大納言ひろうにて、御心へのよし仰らるゝ	
49	享禄5年 (1532) 7月17日	『快元僧都記』	十七日、奈良興福寺、一向宗一揆蜂起、悉焼亡ス、(後略)	
50	享禄5年 (1532) 7月28日	『祇園執行日記』	山シナニ法観寺トイツシ一向宗候ガ、澄元六郎ノ用トテ津国ヘマカリコシ候ガ、又澄元ト中ワロク成ル、折節カノ一向宗、都ノ日蓮宗退治候ハン由風聞候トテ、法華宗謀叛企テ、六郎ノ衆ト一所ニテ山科ヲ攻メント云フ由、サリナガラ法観寺ハ未ダ津国ニ候也、(後略)	

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
51	享禄5年 (1532) 8月7~19 日	『二水記』	七日(中略)惣別為一向衆今度法華衆可発向之有風聞、仍本国寺用害馳走了、奇異事也、十日、堺合戦、多分一向宗敗軍云々、(中略)十一日、洛外一向堂悉以焼払云々、(中略)十六日(中略)於一(傍注「シル」)谷一向衆数輩打死敗北了、(中略)十九日(中略)後聞、今日——(傍注「トンタ」)一向衆出張、(中略)	
52	享禄5年 (1529) 8月10・17 日	『祇園執行日記』	十日、今夜奈良夜中ノマヘヨリ今日一日ヤケ候、今日山村ウチマハリシ候テ、所々ノ一向門徒ノ寺ヲヤキ候、(中略)十七日、山科ヨリ東山ヲウチマハリシ候処ニ、彼ノ京ノ者共懸付候テ、花山ノ上ニテ軍候処、山科ノ一向宗共崩候テ、百二、三十人討死候由申候、(後略)	
53	享禄5年 (1532) 8月10・29 日	『経厚法印日記』	十日、下ノ一向堂焼之、(中略)廿九日、夜前一向堂百姓共来而申云、(中略)	
54	享禄5年 (1532) 8月22日	『後法成寺閔白記』	小八号一向衆、神谷ニ召籠間、申久我、種々申遣召出了、今日来、	
55	享禄5年 (1532) 9月1・17日	『経厚法印日記』	一日(中略)自中井所申来云、今日山村方一向堂之跡、竹木等可伐取之由有之、(中略)一向堂之口、今日又塞之、(中略)十七日、一宮衆、一向堂了西カ田蒔取之云々、(後略)	
56	享禄5年 (1532) 9月3日	『祇園執行日記』	東山阿弥陀峯ニ簀々キ候、推ニ一向宗歟、	
57	享禄5年 (1532) 10月20日	『二水記』	尾坂一向衆不及指合戦歟、(後略)	
58	享禄5年 (1532) 11月11日	『経厚法印日記』	就一向堂年貢米之儀、高畠与十郎被官内田・柳原源七郎衆、彼百姓へ使ヲ入、林垣并一向堂、又太郎所へ付之云々、(後略)	
59	天文元年 (1532) 12月23日	『二水記』	風説云、一向衆トンタ城落之、悉令放火云々、	

No	年月日	史料名	史料文	出典
60	天文2年 (1533) 4月1日	『実隆公記』	摂州一向宗皆敗北、(後略)	
61	天文2年 (1533) 4月17日	『蓮成院記録』	一、就大坂一向衆本願院御対治之儀、木沢左京亮出陣仕、(後略)	
62	天文2年 (1533) 4月26日	『祇園執行日記』	今皆一向宗大坂二居候、六郎ノ敵也、	
63	天文3年 (1534) 4月7日	『言繼卿記』	歸路しる谷の一向宗仏光寺へ飛鳥井音信、(後略)	
64	天文4年 (1535) 6月13日	『後奈良天皇宸記』	昨日、尾坂本願寺有合戦、一揆五、六百人打死云々、大概一向衆、此時滅亡歟、(後略)	
65	天文20年 (1551) 9月29日	コスメ・デ・トルレス書簡	(前略)他の者たちは阿弥陀と称する別の偶像を崇拝しています。ある人びとはこれを男のように描き、また他の人は女のように描いています。善人も悪人もこの宗派が非常に分かりやすいため救われると思っていますので、極めて多数の者がこれを信じています。この人びとの中にも二種類あり、ある人びとはこれだけを崇拝して一向宗と称し、他の者たちはこれと他の偶像を礼拝しています。(後略)	『キリシタンが見た真宗』(東本願寺出版部、1998年)
66	天文24年 (1555) 2月7日	『相良氏法度』	一、他方より来り候ずる祝、山伏、物しり、宿を貸すべからず候、祈念等あつらへべからず、一向宗基たるべく候、 一、一向宗之事、いよ／＼法度たるべく候、すてに加賀白山もえ候事、説々顕然候事、 一、男女によらず、素人の祈念、医師取いたし、みな一向宗と心得べき事、	『大系真宗史料』文書記録編5
67	弘治3年 (1557) 3月14日	『言繼卿記』	舟着鷺塚〈一向宗〉	

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
68	永禄2年 (1559)ー	フロイス『日本史』	それから同夜、彼らは堺から三里離れた大坂の町に泊った。その全権を握っているのは、一向衆徒の頭である仏僧で、財産と所領ははなはだ甚大であった。そして数人の一向衆徒が豊後と山口でキリシタンになったので、同伴者や馬子は、そこで司祭の到着したことが知れてしまい、なにか危害が加えられはしまいかと心配した。	『キリシタンが見た真宗』
69	永禄4年 (1561) 8月17日	ガスパル・ヴィレラ書簡	一人（親鸞）は約三百七十年前に死せりと伝へられ、イツコシヨ（一向宗）と称する宗派を創めたり、此宗派は信者多く庶民の多数派此派に属す、	
70	永禄6年 (1563)ー	フロイス『日本史』	その当日、修道士が豊後に向かって出発した後、彼らは司祭たちを建物から放り出した。彼らはほとんど皆が一向宗に属しており、デウスのことを嫌っていたからで、「お坊さん方は、何びともお前たちを宿らせることがないように望んでおられるのだ」と言った。	
71	永禄7年 (1564)ー	フロイス『日本史』	当時山口を支配していた国主は、安芸の毛利殿と称した。彼はすでに高齢で、かつてその策略ならびに老獪さにより、残虐なやり方でもってかの国を奪い取ったのであった。彼は一向宗であった。	
72	永禄8年 (1565)ー	フロイス『日本史』	彼（フロイス）は彼らと別れた後、堺から三里隔った大坂への道をたどった。そこは一向宗の上場で、全日本で最も富裕、有力、不遜な仏僧の都市であった。この（僧侶）は、阿弥陀同様に有り難がれ、阿弥陀に対してと同じように畏敬されている。	
73	永禄8年 (1565)ー	フロイス『日本史』	今や、父上は私を、母の弟である叔父（日比屋宗礼）とけっこんさせるつもりでおられることを承りました。その方は一向宗の非常に熱心な異教徒で、僧侶のように毎日、釈迦の教本を読んでおります。	

No	年月日	史料名	史料文	出典
74	永禄9年 (1566) 9月5日	フロイス書簡	予は此国民が悪魔に仕ふるに注意深く敏速なるを見て屢々大に驚きたり、日本には数多き阿弥陀の宗派の中にイツコーショス（一向宗）と称すものあり。（中略）一向宗の坊主は皆結婚せり。約五十年前阿弥陀の宗派の中に新なるシンセイ（真盛派）と称するもの起り悉く一向宗を排斥せい。	
75	永禄10年 (1567) 8月13日	『紹巴富士見道記』	宗牧に因浅からぬ人にて、都の住居年をへぬ、桑名へとおもへるを、長島く一向念仏坊主、城敗に尾州太守出陣なれば、（後略）	『大系真宗史料』文書記録編 5
76	永禄10年 (1567)ー	フロイス『日本史』	堺の向かい五里隔たったところに、尼崎と言う立派な市がある。（中略）その市のほとんど大部分は二区に分たれ、一は法華宗、二は一向宗の僧侶で、その地の者は皆、キリシタンの名が弘まることを大いに嫌っていたので、思うにまかせなかった。	『キリシタンが見た真宗』
77	永禄11年 (1568) 2月11日・7月27日	『多聞院日記』	十一日、近般於烏芋峯一向衆導場可立之旨、（中略）廿七日（七月）（中略）烏芋一向衆導場可有興行之儀付先段閉門、（後略）	『大系真宗史料』文書記録編 5
78	永禄12年 (1569) 5月18日	『多聞院日記』	十八日（中略）一、榑原より御所一向衆導場付籠名之处、今度從松少破候間、出名事申上了、（中略）十八日（七月）（中略）一、榑原・御所庄二一向衆導場始立之間、曲事旨被申届、則先年籠名、今度種々令懇望、彼堂舎破却、（後略）	
79	永禄12年 (1569) 6月1日	フロイス書簡	同日午後、一向宗派のトンダジナイと称する地に着きたり、坊主の僧院なるが、同所にては短日内に声明を消耗する一種の疫病の為、千人余死したるを以て、我等は僧院外の旅館に宿泊せり。	『キリシタンが見た真宗』

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
80	永禄12年 (1569)ー	フロイス『日本史』	彼（信長）はほとんど五年間も、大坂という大きく堅固な都市を攻囲し続けていた。その君主（顕如）は全日本の僧侶の頭で、一向宗の首長であり、きわめて財宝を豊富に所持していた。（中略） 彼（信長）はまたかの大坂の宗派である一向宗が堺中に建てていた寺院を破壊し、根絶することを命じた（中略） 彼（信長）は伊勢の国で河内という地方に住んでいた一向宗の仏僧らに執拗で残虐な復讐戦を行なった。	
81	永禄12年 (1569)ー	フロイス『日本史』	信長は美濃の自分の市において、その御殿の前で一向宗の二十五人の僧侶を磔刑に処せしめた。	
82	元亀2年 (1571) 9月22日付	フランシスコ・カブラル書簡	私は昨年当地に到着するまでの労苦について、また到着後ドン・バルメトロウ（大村純忠）の領内及び他の地方において、靈魂を教化し、多くの収穫を得たこと、わが主デウスが喜みし給たうたことについて、詳細に尊師に書き送ったので、ここではそれ以来起こったことを報告しようと思う。（中略） この後多くの村々がキリシタンとなった。その中で、一人の坊主がキリシタンとなったが、彼はこの地の一向宗の頭首で偉大な説教者であった。この宗派はルーテルの宗派に似て、すくわれるためには阿弥陀の名を称えるだけでよい。（後略）	
83	元亀2年 (1571) 10月4日	フロイス書簡	信長は比叡の山の坊主等及び上坂本並に堅田の町に対しては心中大に憤りあたり。彼は国に帰りて一向宗と称する宗派の門徒を憎み、本年中彼らと戦ひ多数を生擒し、同宗の続人と共に悉く十字架に懸けたり。	

No	年月日	史料名	史料文	出典
84	天正4年 (1576) 9月9日	フランシスコ・カブラル書簡	このキリシタンのもとに、他の婦人の一年間悪魔に苦しめられ、一つの腕に大なる腫物生じて動かすこと能はざりし者を連れ来り。(中略) 悪魔に何者なるかと尋ねしに、この婦人の父母にして一向宗徒なりしが、その女は同宗となることを欲せざりしがゆえに、来りてこれを苦しめたりと言えり。	
85	天正4年 (1576) 9月28日	ベルショール・デ・フィゲイレド書簡	当市に一向宗コシモトすなわち同派の支持者二人あり。彼等は俗人にして結婚し、同派の頭より免状を得たる者なるが、かくのごとき人日本全国の市町に多数あり。	
86	天正5年 (1577) 6月5日	フロイス書簡	少数のキリシタンにして今かくのごとく殿下を苦しむるを見れば、その数増加せば何を為すべきか。君として仕へし王を国外に放逐し、その国を首領なる坊主の領土と為せる一向宗の例に鑑むる要あるべし。一向宗徒は三、四年前、都において最高位を占め、日本の多数の国を領せる信長に対抗して大に勢力あり。	
87	天正5年 (1577) 7月24日	ジョアン・フランシスコ書簡	主デウスは此等靈魂の必要に応ぜん為め、聖き愛を以て我等を庇護し、予が不完全にして悪しき所は見給はざるを以て、主デウスに仕ふる大なる門戸此地方に開け、今基督教要義を授けつゝある者三千人なるのみならず、信長部下の本身の一人(荒木村重)其配下のキリシタンの領主(高山右近)の居城に來りし時、先頃同所に於て大なる祝祭と先例を行ひしことを聞きぬたれば、城主に対し我等の数を一層弘布せざるは何故なるかと尋ね、直に彼の署名して一向宗と称する宗派の徒一同にキリシタンとなることを命ずる一紙を与へたり。同宗徒の数は五万人を超ゆべしと云ふ。	
88	天正6年 (1578) 9月30日	オルガンティエノ書簡	かの大坂の邪悪な宗派である一向宗は当地方においてデウスの教えが抱える最大の障害の一つであるがゆえに、願わくば我らの主が右の通りになるよう計り給わんことを。	

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
89	天正9年 (1581) 5月29日	フロイス書簡	我らが家に戻った時、二歳になる子ども二人に出会った。各々、洗礼を受けるために待っていたのであったが、その内一人は、先述した内藤殿の甥ベントの母なる貴婦人の子で、いま一人は当地で結婚した富裕な商人にして、我等と同船して豊後から堺まで来た豊後の国主の小姓の叔父に当たる者の子であった。この商人は一向宗を大いに信じ、彼の居住区に住む同派の者たちの頭のような人であった。	
90	天正13年 (1585) 8月27日	フロイス書簡	またその場所が、ほんの少し前まで、日本にある宗派の中でもっとも厭むべき一向宗の本部であり中心的都市であった大坂の市であることも少なからず評価できる。	
91	天正13年 (1585)ー	フロイス『日本史』	豊後においては、戦のために、期待されたほど布教の便宜は得られなかった。だが村落とか府内の境界付近で二千五百五十名が洗礼を受けた。これらのうちの五百名は一向宗徒で、その宗派に熱烈に帰依し、高田付近に住んでいた。	

No	年月日	史料名	史料文	出典
92	天正15年 (1587) 6月18日	パテレン追放令	(前略) 一、伴天連門徒之儀ハ一向宗よりも外ニ申合候由、被聞召候、一向宗其国郡ニ寺内をして給人へ年貢を不成並加賀一國門徒ニ成候而国主之富樫を追出、一向衆之坊主もとへ令知行、其上越前迄取候而、天下之さはりニ成候儀、無其隱候事、 一、本願寺門徒其坊主、天満ニ寺を立させ、雖免置候、寺内ニ如前々ニは不被仰付事、 一、国郡又ハ在所を持候大名、其家中之者共を伴天連門徒押付成候事ハ、本願寺門徒之寺内を立て候よりも不可然義候間、天下之さわり可成候條、其分別無之者ハ可被加御成敗候事、 一、伴天連門徒心ざし次第第二下々成候義ハ、八宗九宗之儀候間不苦事、(中略) 右條々堅被停止畢、若違犯之族有之は忽可被処嚴科者也、 天正十五年六月十八日 朱印	『日本史史料』 (岩波書店、1997年)
93	天正15年 (1587) 11月25日	オルガンティーノ書簡	また内裏の公家と語る時も、主要な領主や殿と語る時も、我らの教えが一向宗の宗派より天下の平和には害があり、そのために我らを日本から追い出すという同じ語り口を使っている。	『キリシタンが見た真宗』
94	天正15年 (1587)ー	フロイス『日本史』	大坂の僧は、日本中の仏僧のうち最高の権力と地位、ならびに莫大な富を有し、ある大なる居住地の真中に、己れのために建てた新しい宮殿に住んで、彼を権化と信じる同宗派の人びとから仰ぎ奉られていた。彼がその宗派の信徒である一向宗に謁見を許す折などには、彼がいる部屋の戸が開かれると、一同は平伏し、まるで阿弥陀地震に対するほどの崇敬を持って、頭を地につけて彼に拝礼した。関白殿の母(大政所)も同様に振舞った、日本農民の大部分そのようにした。	

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
95	天正15年 (1588)ー	フロイス『日本史』	かつて一向宗であった人たちがキリシタン信仰に動揺をきたしたのであるが、師が到着したことによって彼らは強い信仰を取り戻し、ふたたびキリシタンの数は増加し、彼らが久しく待望していたように司祭がそこに定住することになって、一同は大いに喜び、かつ満足した。	
96	天正16年 (1588) 2月20日	フロイス書簡	司祭たちが巧みに組み立てた言葉と明白な論理の下に毒を隠しているのを初めて見出したのは自分であり、彼らのもくろみを阻止しなければ、大坂の仏僧のように一向宗の掟を説くという口実の下に多くの人を自分に引きつけ、その地の領主たちを殺してそれを自分のものし、大領主となって天下人の信長を大いに苦しめたが、あのようになっていたであろう。	
97	天正16年 (1588)ー	フロイス『日本史』	悪魔の手先であり狡猾で奸知に長けた彼ら仏僧は思う存分に説得している、とりわけ一向宗の門徒に對して。	
98	天正16年 (1588)ー	フロイス『日本史』	この僧侶は全日本で王侯権威を有し、その宗派に属する全一向宗徒から、神託を告げる聖なる祭司とみなされ、阿弥陀自身が彼のうちに住み給うと信じられていたので、既述のように同様の儀式及び崇敬の念をもって彼を礼拝していた。	
99	天正18年 (1590) 10月12日	フロイス書簡	さて、栖本に、一向宗の仏僧が一人いた。	
100	文禄4年 (1595) 2月14日	オルガンティーノ書簡	ついにはすべての諸侯が驚嘆し、とりわけ宰相殿の母がそうであった。彼女はかの全領国の者と共に、日本中でも非常に邪悪な一向宗に帰依していた。	

No	年月日	史料名	史料文	出典
101	文禄4年 (1595) 9月25日	『言経卿記』	一、大仏経堂ニテ 太閤ヨリ御母儀大(故)政所御父母榮雲院道円●儀等御吊トメ、八宗ニ被仰付法事有之、昔ヨリ八宗都ニ無之分有之間、新儀ニ先真言宗東寺・醍醐寺・高山・天台宗七十人、加三井寺三十人、律僧・五山禪宗・日蓮党・浄土宗・遊行・一向衆等也、一宗ヨリ百人ツヽ也云々、一宗ツヽニテ濟(齊)有之、貴賤群集也、寅下刻ヨリ相始、申刻ニ相濟了、見物予・四条・阿茶丸等罷向了、	『大日本古記録』
102	文禄5年 (1596) 正月29日	『義演准后日記』	千僧会次第事、最初真言宗・第二天台宗・第三律宗・第四禪宗・第五浄土宗・第六日蓮衆・第七自衆共、第八一向衆共也、	『史料纂集』
103	慶長元年 (1596) 12月13日	フロイス書簡	一人の貴人は己が屋敷に、都の地方にある播磨の国出身の女を息子の乳母として置いていた。彼女は一向宗に属し、ひどく阿弥陀を信心し、キリシタン宗門とその礼拝と宗儀を非常に呪っていた。…	『キリシタンが見た真宗』
104	慶長元年 (1596) 12月13日	フロイス書簡	彼らの中の大勢が一向宗の信者であったが、何人かの貴人たちがキリシタンになったといううわさが広まると、他の多くの人が説教を聞きに集まってこようとした。…	
105	慶長2年 (1597)ー	『日親菩薩記』	諸所に一向宗起つて、父母を軽んじ、仏神に疎んずる者、人間の所作にあらず、是等の徒党成敗に根を断ち葉を枯さること、悪逆無道は天魔の所行、天下国家を乱す、此魔賊を誅滅する政道は身を忠孝に砕き、心を寺社に繋ぎて、子孫長久の隠徳を積む人道ぞ、人の道あるや、木の本あるが如く、水の源あるが如し、本無くして末有る者、未だこれあらざるなり、其れ根は空劫に蟠り、葉は今時に榮ふ、或は原泉は混々として昼夜を含まず、本有る者、皆是の如し、然るに、本を蔑にし、何ぞ後あらんや、これに因って神明仏陀を忘れ、父母先祖に背く輩に於て、制禁の辛かりし事、左に詳なり、御詠 魔のしよいか 天眼おがみ法華しう 一かふしうにすきのこさしき	『戦国叢書 島津史料集』(人物往来社、1966年)

中世「一向宗（衆）」関係史料

No	年月日	史料名	史料文	出典
106	年月日不詳	ルイス・フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』	妖術者はわれわれの間では罰せられ制裁を受ける。一向宗 Ycoxos の坊主と山伏 Yamabuxis とは自分たちが妖術者であるために、それに喜びを感じている。	『キリシタンが見た真宗』
107	年月日不詳	ジョアン・ロドリゲス『日本教会史』	第三の国は河内で、河州ともいい、十五の地区がある。この国は津の国とは淀川という川で区分されている。その川口に一向宗という農民の宗派の頭目である門跡があるので非常に有名な大坂の都市がある。	